

入札説明書

令和3年札幌市告示第4309号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和3年7月2日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課学事係

電話 011-211-3851 FAX 011-211-3852

3 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和3年度就学援助用柔道衣（生成・晒）

生成：90着、晒：980着

※ 数量については予定数であり、購入数を保証するものではない。

(2) 調達件名の特質等

仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年12月31日（金）まで

(4) 履行場所

札幌市教育委員会が指定した場所

(5) 入札方法

入札は総価で行う。契約の際は各費目（生成、晒）で定める単価契約とし、支払いの際は、各単価に引き換え実績を乗じた実績払いとするため、入札書に記載する金額にあっては、算出書（別紙様式）に掲げる各費目の単価をそれぞれ見積り（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。）、その単価に本市が指定する予定数を乗じて算出した金額の合計を記載すること。また、入札書には算出書を添付し、2箇所をホチキス止めの上で、つなぎ目に入札者（入札代理人）の印で契印を押すこと。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業務分類が大分類「卸小売業」、中分類「運動競技用具・遊具卸小売業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市内の中学校で実施される柔道の授業で使用する柔道衣を、定められた期間中に引き換えを行う対応が可能な者であること。また、札幌市内中心部の交通利便地に引き換え場所を確保できること。
- (6) 本告示に示した内容が十分に履行可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 3 年 7 月 15 日（木）16 時 00 分（必着）
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、別紙「入札書」の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。
なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 3 年 7 月 16 日（金）13 時 30 分開札「令和 3 年度就学援助用柔道衣（生成・晒）」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期日までに提出しなければならない。
イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 3 年 7

月 16 日（金）13 時 30 分開札「令和 3 年度就学援助用柔道衣（生成・晒）」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期日までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問の提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 3 年 7 月 12 日（月）17 時 15 分までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和 3 年 7 月 13 日（火）以降、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに別紙「委任状」を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和3年7月16日（金）13時30分

札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル3階

札幌市教育委員会 3階入札室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、納入する物品が仕様書に示す適合品の同等品の場合は、仕様書の規格を満たしていることを別紙「同等・規格確認書」に記載し、カタログ等規格を確認できる書類を添付したうえ、上記5(2)に示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めるることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに別紙「消費税及び地方消費税免税事業者申出書」を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を

契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙「単価契約書（案）」のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

以 上